

平成25年度 災害時等協力会社の公募について 〈大規模災害発生時等の組織的な支援活動の迅速な確立のため〉 (光ケーブル復旧等のための応急対策工事)

～ 災害時等応急対策工事(光ケーブル) ～

災害時において、迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図るためには、建設業者の協力が必要不可欠であるため、事前に協力体制を構築しておく必要があります。

当事務所では、災害時等における光ケーブル復旧等のための応急対策工事について建設業者の協力を得るため、一定の参加資格を有する会社を公募し、平成25年度の協定の締結をすることとしました。

応募の期限は平成25年3月8日(金)です。協定説明書の交付は、遠賀川河川事務所 防災情報課でいたします。



遠賀川河川事務所は皆様からのご意見、ご質問等をお待ちしております！

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
TEL: 0949-22-1830
FAX: 0949-22-2859
メールアドレス: onga@qsr.mlit.go.jp

このトピックスに
関する問合せ先

遠賀川河川事務所 防災情報課

電話番号: 0949-22-1830(代)

シマサキ ・ モトミズ

島崎 ・ 元水

公 告

平成25年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（光ケーブル）
に関する基本協定の締結について

次のとおり公告します。

平成25年2月15日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 西澤 洋行



1. 協定の概要等

(1) 名称

平成25年度 遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策工事（光ケーブル）
に関する基本協定

(2) 協定の目的

本協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害等により、緊急的に行う応急対策工事（光ケーブルの応急復旧を主とする）に関し、これに必要な組織及び労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 協定区間

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とし、協定締結者数により担当区間割りを行う。ただし、被災状況等により必要に応じて遠賀川河川事務所管内の他の地域も含むものとする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、協定締結者の同意を得た上で、遠賀川河川事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で工事を実施することがある。

(4) 協定期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(5) 本協定の締結者については、施工実績、緊急事態時の体制、資機材の保有状況等から総合的に評価して、3社程度を決定する。

(6) 本協定の締結後、災害等が発生し緊急的に応急復旧工事を実施する場合は、書面又は電話等の方法により工事を要請した後、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。

(7) 本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないこととする。

2. 協定締結のために必要な要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 98 条において準用する第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 25・26 年度の通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成 25・26 年度の通信設備工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を平成 25 年 4 月 1 日時点において受けていること。なお、認定されていない場合は、本協定の締結に必要な要件を満たさない者に該当し、本協定を締結しないものとする。

- (3) 協定締結参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出期限の日から協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 九州地方整備局の管轄区域内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (6) 平成 10 年度以降公告日までに、国、公団等又は県市町村発注の光ケーブル敷設工事又は光ケーブル移設工事の施工実績があること。

なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が協定説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

- (7) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、遠賀川河川事務所に 2 時間以内に到着できること。
- (8) 緊急時の体制の確保として 2 名以上の光ケーブル工事に関する実務経験者あるいは、光ファイバーケーブル工事技能認定、光ファイバーケーブル管理技術者認定を取得している者を確保できること。
- (9) 緊急応急対策工事に必要な電気通信関連資材及び、機材、労力等を速やかに調達出来ること。

資材：融着器、パルス試験器、光ロス試験器、試験用コネクタ、クロージャー

応急用光ケーブル等

機材：高所作業車、トラック等

3. 協定締結に関する事項等

- (1) 協定締結者の決定については、施工実績、緊急事態時の体制、資機材の保有状況等を総合的に勘案して評価基準に基づき評価し、締結者及び担当区間を決定する。
- (2) 協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、平成 25 年 3 月 15 日（金）を予定している。

4. 本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1-1-1

九州地方整備局 遠賀川河川事務所 防災情報課 防災情報係長

電話：0949-22-1830 FAX：0949-29-5115

(2) 協定説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：平成25年2月15日（金）から平成25年3月8日（金）までの
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

②交付場所：上記4.（1）に同じ

③交付方法：手渡し（紙）による交付

なお、提出様式の電子データの受領を希望する場合は、上記4.（1）
の担当部局に事前に連絡すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：平成25年2月15日（金）から平成25年3月8日（金）までの
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

②提出場所：上記4.（1）に同じ

③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のもの
に限る。提出期間内必着。）により提出する。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.（1）に同じ。

(3) 申請書の作成要領、評価及び決定方法などの詳細については、「協定説明書」による。